

二本松市社会福祉協議会  
入浴ステーションにほんまつ運営規程  
【指定介護予防訪問入浴事業】

〔平成18年4月1日〕  
規程第 52号

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人二本松市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が設置する指定介護予防訪問入浴介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防訪問入浴介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、要支援状態にある利用者に対し、適正な指定介護予防訪問入浴介護（以下「入浴サービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 職員は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し自立した日常生活を送れるよう、入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持・心身機能の維持回復を図り、もって生活機能の維持・向上を目指すものとする。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、二本松市、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する事業者等との綿密な連携を図り、総合的かつ効率的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 入浴サービスの提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
二本松市社会福祉協議会 入浴ステーションにほんまつ	福島県二本松市油井字濡石1番地2

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

職 種	員 数	職 務 内 容
管理者	1名	職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
看護職員	1名以上	利用者の健康状態の把握・バイタルチェック・入浴業務等を行う。
介護職員	1名以上	入浴サービス業務等全般を行う。
運転手兼介護職員	1名以上	運転業務・入浴車の操作・入浴サービスの業務全般を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営 業 日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から翌年1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 営業日でない日及び営業時間外でも、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

(入浴サービスの内容及び利用料等)

第6条 入浴サービスの内容は次のとおりとし、入浴サービス利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該入浴サービスが法定代理受領サービスであるときは介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

なお、入浴サービスの内容及び料金その他の費用の額は、事業所の見やすい場所に提示する。

(1) 全身入浴

## (2) 清拭・部分浴

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う入浴サービスに要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額とする。

二本松市地域境界からの移動距離1キロメートルにつき20円とし、移動距離が1キロメートル未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 利用の急なキャンセルがあった場合は、別に定めるキャンセル料を徴収する。

4 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名押印を受けるものとする。

5 法定代理受領に該当しない入浴サービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、入浴サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

## (通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、二本松市全域とする。

## (サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 利用者は、入浴サービスの提供を受ける際は、次の事項について留意するものとする。

(1) 入浴サービスの利用に当たっては、家族又は家族が依頼した者の立会いを必要とする。

(2) 入浴サービスの利用に当たっては、必要な電源及び水は利用者の負担とする。

(3) 入浴サービスの利用に当たっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるものとする。

(4) 入浴開始時間の1時間前に食事を済ませることとする。

(5) 利用者の体調不良などで、利用を中止する場合は、利用当日の午前8時30分まで、事業所に連絡することとする。

## (緊急時における対応方法)

第9条 職員は、入浴サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

## (苦情処理)

第10条 管理者は、提供した入浴サービスに関する苦情の申し出が利用者やその家族からあった場合は、苦情受付担当者がその内容を記録するほか、苦情解決責任者へ報告し、第三者委員の助言や立会いのもと解決を図るものとする。また、二本松市や福島県国民健康保険団体連合会から求められた場合は、改善内容を報告する。

## (事故発生時の対応)

第11条 事業所は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに二本松市、利用者の家族、介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業所は、サービス提供において、事業所の責めに帰すべき事由により法律上の賠償責任を負った場合は、本会が加入している保険により補償し、その記録をする。

## (個人情報の保護)

第12条 事業所は、利用者の個人情報について、個人情報の保護に関する法律に基づき策定した「個人情報保護規定」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

## (虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は利用者の人権擁護・虐待等の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施

(2) 前1号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(3) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(4) 虐待防止のための指針の整備

(5) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する入浴サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営についての留意事項）

第15条 入浴サービスの提供に当たっては、サービス提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒して使用する。

2 事業所は、所内において感染症が発生し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

3 事業所は、全ての入浴サービス従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設ける。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

4 事業者は、職員に対し、健康診断等を定期的に実施する。

5 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他に漏らしてはならない。

6 退職後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、これらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。

7 事業所は、適切な入浴サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（補則）

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、本会が事業所の管理者と協議して定める。

## 附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程の変更は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程の変更は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。ただし、平成27年度に限り、8月分の利用者から適用する。

附 則

この規則は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

